

株式会社イズラシ

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員が能力を発揮し、女性社員も男性社員もさらに活躍できる環境を整備するため次のように行動計画を策定する。

1.行動期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日

2.当社の課題

- ・女性の雇用率が低い
- ・男性の育児休業がまだ浸透していない

3.目標と取組内容・実施時期【女性活躍推進法】

計画期間に労働者に占める女性労働者の割合を30%以上とする

<実施時期・取組内容>

- 令和7年4月～ 採用担当者を男性・女性各1名ずつにする
- 令和7年5月～ 新卒への会社説明時に同姓の先輩の経験や感想を紹介して交流する
- 令和7年7月～ 年に2回フォロー面談を行い上司に相談しやすい環境を作る
- 令和8年3月～ 職場環境アンケートの実施
- 令和8年4月～ アンケートの結果及び指摘事項の確認・改善
- 令和9年9月～ 女性の雇用率の確認

【次世代育成支援対策推進法】

男性の育児休業取得率75%・女性の育児休業率100%をめざす

<実施時期・取組内容>

- 令和7年5月～ 育児休業規定の確認及び見直し
- 令和7年10月～ 育児休業取得者・取得予定者にアンケートの実施
- 令和7年11月～ アンケートの結果及び指摘事項の確認・改善
- 令和8年2月～ 仕事の見直しとDX化を行い各部署の業務の軽減
- 令和8年4月～ 年度別育児休業取得状況の確認及び改善
- 令和9月10月～ 上司に対して育児休業の講習を行う